苫小牧市立錦岡小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童(生徒)の 教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡っ て重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれ があるものである。

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び事案対処が重要である。 また、こうした取組を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の 基本姿 勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行 わなければならない。さらに、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体と していじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの防止

児童は、いじめが行われなくなるように取り組む。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童(生徒)が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見及び事案対処に取り組む。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

- (1) 児童(生徒が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見 及び事案対処 を組織的に推進する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童(生徒)一人一人の実態の把握に努める。
- (4) 児童(生徒)がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 校区の中学校(小学校)や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組 を地域ぐるみで展開する。
- (6) 本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校便り等で情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。
- (7) 本方針の内容 やいじめを発見した時の連絡相談窓口等 を必ず 入学時 ・学年度の 開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、年度途中の転入等の 場合も、同様に当該児童(生徒)及びその保護者に説明し、周知徹底を図る。

3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置 いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置 する。

①構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、学年主任、特別支援教育コーディネーター、 養護教諭、スクールソーシャルワーカー、関係機関職員等

②活動

- (ア) いじめの見逃し防止に関すること (アンケート調査、教育相談等)。
- (イ) いじめの防止に関すること。
- (ウ) 認知したいじめの事案の対応に関すること。
- (エ) いじめの問題に係る児童理解に関すること。

③開催

- (ア)学期1回を定例会とする。
- (イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。
- (2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施
- (3) いじめの相談体制の整備
 - ①定期的な教育相談の設定
 - ②スクールソーシャルワーカー等の活用
 - ③いじめ相談電話等の公共相談機関の周知
- (4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上 いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ の問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応 児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。
- (6) いじめ (事案) の具体的な対応
 - ①いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。
 - ②いじめの事実が確認された(認知された)場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ③いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められると きは、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等に おいて学習を行わせる措置を講ずる。
 - ④いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った 児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
 - ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苫小牧警察署 等と連携して対処する。

(7) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや相当の期間(年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。
- ②当該事態の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける.
- ③当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に 関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児

童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

- ⑤調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。
- 4 学校いじめ基本方針の評価等について
- (1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。
 - ①校内研修の取組
 - ②いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
 - ③いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組
- (2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。
- (3) 合わせて、いじめの指導に当たる教職員自らが襟を正し、各種ハラスメントの撲滅 や個人的SNSの禁止等、不祥事の防止に努めるものとする。
- (4) PDCAサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。
- (5)国、道及び市の基本方針見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを検討し、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる。

錦岡小学校いじめ防止全体計画

学校目標 いじめの心を持たない児童の育成

学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。
- ◎ いじめを絶対に見逃さない。
- ◎ 教職員、児童(生徒)、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。

年間活動計画

4月:年間計画作成 1月:活動評価(学校評価内でも実施) 2月:次年度計画

].

いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会)

定例会:毎月1回を原則 臨時会:いじめ認知時

学年部会(学年経営・学級経営)

支持的風土のある学級・学年

複数の教員による生徒観察と情報の共有

1

未	然	防	止	早	期	発	見	事	案	対	処
・フィル ・ネット ・いじめ ・道徳のE ・いのち ・SOS ・いじめ	タモ防寺のの問いというが、おりませいのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これ	が情報提供 受業(児童 受難) ところの授 に関し、 という という という という という という という という という という	合) 童 会) 登業等) る授業 吸)	・ 定期 ・ い ま い ま い ま い こ	的ないし を (年2년 めアンケ た教育 た が相談	じめアンク	を踏まれ	・実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	め防止対策 把握 、認知 詳細の把握 め防止対策	委員会無 会(担会無 会(担会会) 対応、謝罪の 対応、把 関係ア (担任等) 会(担 等) が、担任等) は、別報	報告

 重大事態発生

 事実関係の把握・情報の収集及び記録

 学校全体での事態の分析・判断

 教育委員会への報告

 調査委員会の設置/詳細調査の実施【児童の心情に留意】

 犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携

 継続的な支援・観察

いじめ防止全体計画

月	学校・対策委員会	学年・学級
4	いじめ防止基本方針作成(見直し)【対】 いじめ防止年間計画作成【対】 子ども支援会【コ】	幼稚園・保育所等からの引 継情報の共有 中学校との引継情報の共有
5	いじめの根絶に向けた取組立案【児】	いじめ根絶の継続した取組
6	第1回いじめアンケート調査【生】	教育相談週間
7	子ども支援会【コ】 市いじめ問題子どもサミット【児】	
8	児童生徒理解研修会【生・研】	
9	ネットトラブルに関わる指導【生】	
1 0	いじめの根絶に向けた重点的な取組【児】	
1 1	第2回いじめアンケート調査【生】	教育相談週間
1 2	子ども理解支援ツール「ほっと」【生】 子ども支援会【コ】	
1	いじめ防止取組状況評価【対】 学校評価【管】	
2	次年度改善方針決定・計画案作成【対】	
3	情報交換会【全】	校内での引継情報の共有

※【対】対策委員会、【児】児童会、【教】教務部、【コ】コーディネーター、 【生】生徒指導部、【研】研修、【管】管理職、【全】校内全体

くいじめの定義>

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。